

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

このパンフレットに記載のプランは全て個人型プランです。

1) 募集型企画旅行契約

1.この旅行は株式会社トラベルマネジメントシステム（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）

を締結することになります。

2.旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
3.当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2) 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

1.<1>当社、<2>旅行業法で規定された「受託営業所」（以下<1><2>を併せて「当社ら」といいます。）にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金（おひとり）
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

2.当社らは、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは当社らは、お申し込みはなかったものとして取り扱います。
3.旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによります。
4.旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範でこれに応じます。
5.本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

3) ウエイティングの取扱い

1.今回の企画においては特例でない限り、ウエイティング対応は致しません。「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4) 申込条件

1.20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
2.ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の 条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
3.当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
4.お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の ご負担となります。
5.その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5) 旅行代金のお支払い期日

1.旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
2.基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

6) 旅行代金に含まれるもの

1.旅行日程に明示した宿泊費、食事料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料等。
2.パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

上記（1）～（2）についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7) お客様による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

1. お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
LOVEあいち特別価格表示をしているため、取消の場合は補助金を合算した料金が取消料対象金額になります。

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行（夜行含む）
[1]21日前に当たる日以前の解除	無 料	無 料
[2]20日前に当たる日以降の解除（[3]～[7]を除く）	旅行代金の20%	無 料
[3]10日前に当たる日以降の解除（[4]～[7]を除く）	旅行代金の20%	旅行代金の20%
[4]7日前に当たる日以降の解除（[5]～[7]を除く）	旅行代金の30%	旅行代金の30%
[5]旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
[6]旅行開始の当日の解除（[7]を除く）	旅行代金の50%	旅行代金の50%
[7]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

8) 当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

1.当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
ア.お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
イ.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
ウ.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エ.お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

【2】旅行開始後

1.当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
2.当社が本項（2）の[1]の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

9) 旅行代金の払い戻し

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項及び第14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

10) 個人情報の取扱いについて

株式会社トラベルマネジメントシステム（以下「当社」といいます。）及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者（以下「販売店」といいます。）、「当社」及び「販売店」を指して当社らといいます。

1. 当社らは、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3旅行に関する諸手続きのため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見や感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。
2.本項(1)2. 3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。

11) その他

1.お客様が個人的な案内、買物等をホテル従業員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
2.お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
3.旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
4.行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると、認めたときは必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
5.ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
6.事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求は応いませぬ。
7.当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

12) 募集型企画旅行約款について

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

13) ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2020年8月1日を基準としています。

旅行代金算出の基準においてはLOVEあいちキャンペーンの助成金を基にしています。また、基準日の記載はしていません。